

11月はオレンジリボン・
児童虐待防止推進キャンペーン月間

いちはやく
189 気づいたあなたに
できること

子育て中は、どなたでもイライラしたり、子どもと向き合うことがつらくなったりすることがあります。児童虐待を防ぐためには、周囲の支援が必要となりますので、みなさんのご協力をお願いします。

問 合 子ども家庭総合支援センター支援課相談支援係 ☎ 5944-2373

社会全体で児童虐待を防止しましょう

児童虐待の防止等に関する法律では、「親から子どもへの体罰禁止」などが盛り込まれています。また、子どもへの虐待・その他の疑いを発見した場合は、相談機関に通告することが法律で義務付けられています。子ども家庭総合支援センターでは、「すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する 子ども・家庭、地域の子育て機能の総合支援拠点」を基本方針に掲げ、子どもの最善の利益を最優先とし、児童虐待の未然防止・早期発見に努めています。

子育てに迷い・いらだち・不安をかかえていませんか

良い子に育て欲しい・子どもと良い関係をつくりたいという気持ちがあるのに、「イライラして子どもに当たっては、後悔を繰り返している」「子どもがかわいいと思えない」「子育てがうまくいかず、自分を責めている」ということはありませんか。悩みがあるときは、自分の気持ちを伝えることや、解決の手立てを考えることが大切です。一人で悩まずにご相談ください。



▲詳しくはこちらから

「子どもへの虐待」とは

身体的虐待

- 殴る・蹴る・たたく・首を絞めるなどの暴力をふるう
- 激しく揺さぶる
- 戸外に締め出すなど



性的虐待

- 子どもへ性的行為をする・性的行為を見せる
- 子どもをポルノグラフィ(性的表現を含む作品)の被写体にする など



心理的虐待

- 無視する・脅迫する
- 拒否的な態度をとる
- 子どもの前で夫婦げんかをするなど



ネグレクト(育児放棄)

- 衣・食・住の世話をしない
- 病気・けがでも病院に連れて行かない
- 乳幼児を置いたまま外出する・車の中に放置する など



※家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者(ヤングケアラー)も、その子ども・若者自身の権利が侵害されている可能性があります。



みなさんの周りに心配な親子はいませんか

こんな様子が続いていたら相談を

周りの方の「どうしたの?」「大丈夫?」の一言が、支援のきっかけになります。また、直接声をかけられなくても、「もしかして?」という思いを一人で抱えるのは大変です。周りのお子さんや保護者の様子で気になることがないか、確認してみましょう(表1参照)。

表1 サイン

子どものサイン	いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声をする
	不自然な傷や打撲のあとがある
	衣類や体がいつも汚れている
	表情が乏しい、活気がない
保護者のサイン	夜遅くまで一人で遊んでいる
	地域などと交流が少なく孤立している
	小さい子どもを家においたまま外出している
	子どもの養育に関して拒否的・無関心である
	子どものけがの理由を不自然に説明する

相談窓口

少しでも違和感があったら、匿名で構いませんので、迷わず相談窓口にご連絡ください(表2参照)。

表2 相談窓口一覧

窓 口	電話番号など
板橋区子ども家庭総合支援センター	● 子ども家庭相談 ☎ 5944-2373(平日、8時30分~17時) ● 子どもなんでも相談 ☎ 0120-925-610(24時間)
児童相談所	児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189(24時間、一部のIP電話は使用不可)
東京都児童相談センター	よいこに電話相談 ☎ 3366-4152(平日9時~21時、土曜・日曜・祝日は17時まで)
警察署	● 板橋警察署 ☎ 3964-0110 ● 志村警察署 ☎ 3966-0110 ● 高島平警察署 ☎ 3979-0110
LINE相談「親子のための相談LINE」	左記のアカウント名で検索・登録(平日9時~23時、土曜・日曜・祝日は17時まで)

※緊急の場合は、110番通報をしてください。※このほか、各健康福祉センター・各福祉課・各児童館などでも、子どもに関する相談を受け付けています。

解決策を一緒に考えます

子ども家庭総合支援センターでは、児童虐待の通告だけでなく、子育てに関する相談も受け付けています。児童福祉司・児童心理司などの専門職員が、親・子どものつらい状況をどのように解決していくかを一緒に考えます。また、必要なサービスなどを提供し、適切な相談機関を紹介します。相談の秘密は守られますので、安心してご相談ください。